

カーシェア等ZEV化促進事業助成金交付要綱

(制定) 令和3年6月29日付3都環公地温第679号理事長決定
(改正) 令和4年4月20日4都環公地温第179号

(目的)

第1条 この要綱は、カーシェア等ZEV化促進事業実施要綱（令和3年3月31日付2環地次第669号。以下「実施要綱」という。）第5_3に基づき、公益財団法人東京都環境公社（以下「公社」という。）が東京都（以下「都」という。）の委託を受け事務を執行するカーシェア等ZEV化促進事業（以下「本事業」という。）における助成金（以下「本助成金」という。）の交付に関する必要な手続等を定め、業務の適正かつ確実な執行を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱における用語の意義は、実施要綱に定めるとおりとする。

(助成対象者)

第3条 本助成金の交付対象となる者（以下「助成対象者」という。）は、実施要綱第4_1（1）に掲げる要件を満たし、次条に定める本助成金の交付対象となるZEV（以下「助成対象車両」という。）を購入する事業者（国及び地方公共団体（都内の区市町村を除く。）を除く。）であって、次に掲げる要件に該当しないものとする。

- 一 税金の滞納があるもの
 - 二 刑事上の処分を受けたもの
 - 三 公的資金の交付先として社会通念上適切でないと認められるもの
- 2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる団体又は個人は、助成対象者としない。
- 一 暴力団（東京都暴力団排除条例（平成23年東京都条例第54号。以下「暴排条例」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。）
 - 二 暴力団員等（暴排条例第2条第3号に規定する暴力団員及び同条第4号に規定する暴力団関係者をいう。以下同じ。）
 - 三 法人その他の団体の代表者、役員又は使用人その他の従業員若しくは構成員に暴力団員等に該当する者があるもの

(助成対象車両)

第4条 助成対象車両は、実施要綱第4_1（2）に掲げる要件及び別表第1に掲げる自動車検査証の記載事項の要件を満たすものとする。ただし、都の他の同種の助成金の交付を重複して受けるもの、自動車販売業者が販売促進活動（展示・無料での試乗等）に使用するもの及び助成対象者（助成対象者がリース事業者の場合は助成対象車両の借主）の自社製品を除く。

なお、実施要綱第4_1（2）エ及び別表1の要件は、初度登録日から継続して

満たしているものであること。

(助成対象経費)

第5条 本助成金の交付対象となる経費（以下「助成対象経費」という。）は、実施要綱第4 1 (3) に定める経費であって、公社が必要かつ適切と認めたものとする。

(本助成金の額)

第6条 本助成金の交付額は、実施要綱第4 1 (4) に定める金額とする。この場合において、本助成金の交付額に千円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

(本助成金の交付申請)

第7条 本助成金の交付を受けようとする助成対象者は、公社が別に定める期間（天災地変等申請者の責に帰すことのできない理由として公社が認めるものがある場合にあっては、公社が認める期間）に、助成金交付申請書（第1号様式）、及び別表第2に掲げる書類を公社に提出するものとする。これらの書類の提出は、初度登録日から起算して、いずれも1年以内に行うものとする。

- 2 前項の規定による申請は、先着順に受理するものとし、受理した申請に係る本助成金の交付額の合計が公社の予算の範囲を超えた日（以下「予算超過日」という。）をもって、申請の受理を停止する。
- 3 前項の規定にかかわらず、予算超過日に複数の申請があった場合は、当該複数の申請について抽選を行い、受理した申請に係る本助成金の交付額の合計が公社の基金を超えない範囲で受理するものを決定する。
- 4 助成対象者は、第1項の規定による交付申請に係る手続の代行を、助成対象車両を販売する者等に対して依頼することができる。
- 5 前項の規定による依頼を受け交付申請に係る手続を代行する者（以下「手続代行者」という。）は、依頼された手続について誠意をもって実施するものとする。
- 6 公社は、必要に応じて、手続代行者が行う手続について調査を実施し、手続代行者がこの要綱の規定に従って手續を遂行していないと認めるときは、当該手続代行者に対し、代行の停止を求めるものとする。

(本助成金の交付決定及び助成額の確定)

第8条 公社は、前条第1項の規定により本助成金の交付の申請を受けた場合は、当該申請の内容についての書類審査及び必要に応じて行う現地調査等により、公社の基金の範囲内で本助成金の交付又は不交付の決定を行い、交付する場合にあっては交付すべき本助成金の交付額の確定を行う。

- 2 公社は、前項の規定による本助成金の交付決定の審査に当たっては、当該申請がリース事業者によるものである場合は、あらかじめ月々のリース料金に助成金相当額分の値下げが反映されていることを確認するものとする。

- 3 公社は、前条第1項の申請をした助成対象者に対し、第1項の決定において、本助成金を交付する場合にあっては助成金交付額確定通知書（第2号様式）により、不交付とする場合にあっては助成金不交付決定通知書（第3号様式）により通知するものとする。
- 4 公社は、第1項の規定により本助成金の額を確定したときは、速やかに前項の規定により本助成金の交付額確定の通知を受ける助成対象者（以下「被交付者」という。）に対し本助成金を支払うものとする。

（交付の条件）

第9条 公社は、前条第1項の規定による本助成金の交付決定に当たっては、本事業の目的を達成するため、被交付者に対し、交付の条件として、次に掲げる条件を付すものとする。

- 一 この要綱並びに本助成金の交付決定の内容及びこれに付した条件に従い、善良な管理者の注意をもって助成事業（助成対象事業に要する経費に関し、前条第2項の規定により本助成金の交付額確定の通知を受けた当該助成対象事業をいう。以下同じ。）により取得した財産（以下「取得財産」という。）を管理するとともに、その効率的な運用を図ること。
- 二 交付決定を受けた日の属する年度から起算して4か年度にわたって助成対象車両の当該各年度の稼働状況等について、翌年度の6月末日までに使用状況報告書（第4号様式）及び別表第3に掲げる書類を公社に提出すること。
なお、助成対象者がリース事業者の場合にあっては、助成対象車両を使用するカーシェアリング事業又はレンタカー事業を営む者が都に当該報告を行うものとする。
- 三 公社が第12条第1項の規定により本助成金の交付決定の全部又は一部を取り消した場合は、これに従うこと。
- 四 公社が第13条第1項の規定により本助成金の全部又は一部の返還を請求した場合は、公社が指定する期日までに返還するとともに、第14条第2項の規定に基づき違約加算金を併せて納付すること。この場合において、当該期日までに返還しなかったときは、第15条第2項の規定に基づき延滞金を納付すること。
- 五 公社が助成事業の適正な執行に必要な範囲において報告を求め、又は現地調査等を行おうとするときは遅滞なくこれに応じること。

（申請の撤回）

第10条 被交付者は、第8条第1項による本助成金の交付決定の内容又はこれに付した条件に異議があるときは、同条第2項の本助成金の交付額確定の通知を受領した日から14日以内に助成金交付申請撤回届出書（第5号様式）を公社に提出し、申請の撤回をすることができる。

- 2 公社は、前項の届出があったときは、その内容を都に報告するものとする。

(債権譲渡の禁止)

第11条 被交付者は、第8条第1項の規定に基づく交付決定によって生じる権利の全部又は一部を第三者に対して譲渡をし、又は承継をさせてはならない。ただし、公社の承認を事前に得た場合はこの限りではない。

- 2 公社は、前項ただし書の承認に当たっては、あらかじめ都の承認を受けるものとする。

(交付決定の取消し)

第12条 公社は、被交付者が次の各号のいずれかに該当する場合は、第8条第1項の規定に基づく本助成金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができるものとする。

- 一 虚偽申請等不正事由が発覚したとき。
- 二 交付決定の内容又は目的に反して本助成金を使用したとき。
- 三 本事業に係る公社の指示に従わなかったとき。
- 四 交付決定をうけたもの（法人その他の団体にあっては、代表者、役員又は使用人その他の従業員若しくは構成員を含む。）が、暴力団員等に該当するに至ったとき。
- 五 その他本助成金の交付決定の内容又はこれに付した条件その他法令に違反したとき。
- 2 公社は、前項の決定に当たっては、あらかじめ都の承認を受けるものとする。
- 3 公社は、第1項の規定による取消しをした場合は、速やかに当該被交付者に通知するものとする。
- 4 本事業に係る都から公社への委託が終了しているときは、第1項及び第3項中「公社」とあるのは「都」と読み替えて、当該各項の規定を適用する。

(本助成金の返還)

第13条 公社は、被交付者に対し、前条第1項の規定による取消しを行った場合において、既に交付を行った本助成金があるときは、当該被交付者に対し、期限を付して当該本助成金の全部又は一部の返還を請求するものとする。

- 2 被交付者は、前項の規定により本助成金の返還の請求を受けたときは、公社が指定する期日までに、当該本助成金を公社に返還しなければならない。
- 3 被交付者は、前項の規定により本助成金を返還したときは、公社に対し、助成金返還報告書（第6号様式）を提出しなければならない。
- 4 前項の規定は、次条第1項の規定による違約加算金及び第15条第1項の規定による延滞金を請求した場合に準用する。
- 5 本事業に係る都から公社への委託が終了しているときは、第1項から第3項中「公社」とあるのは「都」と読み替えて、当該各項の規定を適用する。

(違約加算金)

第14条 公社は、第12条第1項の規定による取消しを行った場合において、被交付者に対し前条第1項の規定により返還請求を行ったときは、当該被交付者に対し、本助成金の受領の日から納付の日までの日数（公社の事務処理に係る期間として公社が認める日数を除く。）に応じ、返還すべき額につき年10.95パーセントの割合を乗じて計算した違約加算金を請求するものとする。

- 2 被交付者は、前項の規定による違約加算金の請求を受けたときは、これを公社に納付しなければならない。
- 3 本事業に係る都から公社への委託が終了しているときは、前2項中「公社」とあるのは「都」と読み替えて、当該各項の規定を適用する。

(延滞金)

第15条 公社は、被交付者に対し、第13条第1項の規定により本助成金の返還を請求した場合であって、当該被交付者が、公社が指定する期限までに当該返還金額（違約加算金がある場合には当該違約加算金を含む。）を納付しなかったときは、当該被交付者に対し、納付期限の翌日から納付の日までの日数に応じ、未納付の額につき年10.95パーセントの割合を乗じて計算した延滞金を請求するものとする。

- 2 被交付者は、前項の規定による延滞金の請求を受けたときは、これを公社に納付しなければならない。
- 3 本事業に係る都から公社への委託が終了しているときは、前2項中「公社」とあるのは「都」と読み替えて、当該各項の規定を適用する。

(他の助成金等の一時停止等)

第16条 公社は、被交付者に対し、本助成金の返還を請求し、被交付者が当該本助成金、違約加算金又は遅延金の全部又は一部を納付しない場合において、同種の事務又は事業について交付すべき助成金その他の給付金があるときは、相当の限度においてその交付を一部停止し、又は当該給付金と未納付額とを相殺するものとする。

- 2 本事業に係る都から公社への委託が終了しているときは、前項中「公社」とあるのは「都」と読み替えて、同項の規定を適用する。

(处分の制限)

第17条 被交付者は、助成事業により取得した助成対象車両の処分（本助成金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、廃棄し、貸し付け、又は担保に供することをいう。以下同じ。）をしようとするときは、あらかじめ公社の承認を得なければならない。ただし、別表第4に掲げる処分制限期間を経過した場合は、この限りでない。

- 2 被交付者は、前項の承認を受けようとするときは、あらかじめ取得財産等処分承認申請書（第7号様式）を公社に提出しなければならない。
- 3 公社は、前項の規定による申請を受けたときは、速やかに第1項の承認をすること又はしないことを決定するものとし、当該決定の内容を、第2項の規定による申請を

した被交付者に対し、速やかに通知するものとする。

- 4 公社は、前項の決定において、第1項の承認を行う場合にあっては、前項の規定による通知を、取得財産等処分承認書（第8号様式）により、行うものとする。
- 5 公社は、公社が必要と認める場合は、被交付者に対し、助成金等交付財産の財産処分承認基準（平成26年4月1日付26都環公総地第6号）第3_2に定める方法により算出した返還額（以下「返還金」という。）を請求するものとする。
- 6 被交付者は、前項の規定による返還金の請求を受けたときは、これを公社に納付しなければならない。
- 7 本事業に係る都から公社への委託が終了しているときは、前6項中「公社」とあるのは「都」と読み替えて、当該各項の規定を適用する。

（助成事業の経理）

- 第18条 被交付者は、助成事業の経理について、その収支を明確にした証拠の書類を整備しなければならない。
- 2 被交付者は、前項の書類について、第8条第1項の規定により公社が本助成金の交付決定をした日の属する公社の会計年度の終了の日から別表第4に掲げる処分制限期間を超過するまでの期間保存しておかなければならぬ。

（調査等）

- 第19条 公社は、本事業の適切な遂行を確保するため必要があると認めるときは、被交付者に対し、本事業に関する報告を求め、被交付者の事業所等に立ち入り、帳簿書類その他の物件を調査し、又は関係者に質問することができる。
- 2 被交付者は、前項の規定による報告の徴収、事業所等への立ち入り、物件の調査又は関係者への質問を受けたときは、これに応じなければならない。
 - 3 本事業に係る都から公社への委託が終了しているときは、第1項中「公社」とあるのは「都」と読み替えて、同項の規定を適用する。

（個人情報等の取扱い）

- 第20条 公社は、本事業の実施に関して知り得た被交付者に係る個人情報及び企業活動上の情報（以下「個人情報等」という。）については、本事業の目的を達成するために必要な範囲において、都に提供することができる。
- 2 前項及び法令に定められた場合を除き、公社は、本事業の実施に関して知り得た被交付者の個人情報等については、本人の承諾なしに、第三者に提供しないものとする。

（電子情報処理組織による申請等）

- 第21条 次の各号に掲げる本事業に係る手続については、公社が指定する電子情報処理組織を使用する方法により行うことができる。

- 一 第7条第1項並びに第4項の規定に基づく本助成金の交付申請

二 第17条第2項の規定に基づく取得財産等処分の承認の申請

(その他必要な事項)

第22条 この要綱に定めるもののほか、本事業の円滑かつ適正な運営を行うため必要な事項は、公社が別に定める。

附 則（令和3年6月29日付3都環公地温第679号）

この要綱は、令和3年6月29日から施行する。

附 則（令和4年4月20日付4都環公地温第179号）

この要綱は、令和4年4月27日から施行する。

別表第1自動車検査証の記載事項の要件（第4条関係）

自動車検査証中の欄名	通常の購入の場合	助成対象者がリース事業者の場合	割賦販売（※）で購入する場合
所有者の氏名又は名称	助成対象者と同一名義	助成対象者と同一名義	自動車販売業者又はローン会社等
使用者の氏名又は名称	助成対象者と同一名義	貸与先の名義	助成対象者と同一名義

※割賦販売：売主が、買主に対し、当事者間で合意した期間にわたり月賦、年賦その他の割賦の方法により分割して販売代金を買主から受領し、かつ、当該代金の全部の支払の義務が履行されるときまで所有権が売主に留保されることを条件に販売すること。

別表第2（第7条関係）

1	助成金交付に係る申請書（第1号様式）
2	助成対象者の登記事項証明書（現在事項全部証明書又は履歴事項全部証明書） ※法人の場合のみ必要。ただし、地方公共団体を除く。 ※リース事業者の場合、貸与先が法人の場合は、貸与先のものも合わせて必要 ※申請日時点で、発行日から3か月以内のものに限る。
3	助成対象者の個人事業税納税証明書又は個人事業の開業・廃業等届出書 ※個人事業主の場合に必要 ※リース事業者で、貸与先が個人又は個人事業主の場合は、貸与先のものが必要 ※納税証明書は完納を証明した直近のものに限る。
4	法人都民税納税証明書又は法人設立・設置届出書 ※法人で登記事項証明書に東京都内の事業所の記載がない場合のみ必要 ※納税証明書は完納を証明した直近のものに限る。
5	自家用自動車有償貸渡業許可申請書 ※レンタカー事業者の場合、以下のいずれかの書類でも可とする。 ・申請日時点の貸渡料金が記載された書類 ・申請日時点の貸渡約款 ・国土交通省関東運輸局東京運輸支局に提出した直近年度の貸渡実績報告書 ・国土交通省関東運輸局東京運輸支局に提出した直近年度の事務所別配置車両数一覧表 ※リース事業者の場合、貸与先のものが必要
6	自家用自動車有償貸渡業許可書 ※レンタカー事業者の場合、レンタカー事業者証明書でも可とする。 ※リース事業者の場合、貸与先のものが必要
7	購入車両（購入した電気自動車、プラグインハイブリッド自動車又は燃料電池自動車をいう。以下この表において同じ。）の代金に係る請求書又は注文書（車両本体価格（税抜）及び車名・グレードが確認できるもの。）
8	購入車両の代金の支払に係る領収書
9	購入車両の自動車車検証

10	振込先口座が確認できる書類
11	購入車両に係るリース契約書 ※リース契約を締結したリース事業者の場合のみ必要 ※リース契約を締結したリース事業者及び事業者又は個人双方の印があるもの。 ※リース料金から助成金相当額以上が差し引かれている記載があるもの
12	貸与料金の算定根拠明細書（第9号様式） ※リース契約を締結したリース事業者の場合のみ必要 ※次の場合は省略可 ※12 の契約書で助成金相当額以上が差し引かれており、かつ契約書に申請者及び貸与先双方の印があるもの。
13	その他公社が必要と認める書類

別表第3（第9条関係）

1	国土交通省関東運輸局東京運輸支局に提出した当該年度の貸渡実績報告書
2	国土交通省関東運輸局東京運輸支局に提出した当該年度の事務所別配置車両数一覧表
3	該当事業や助成対象車両の貸渡料金がわかるホームページ等の写し

別表第4（第17条及び第18条関係）

区分	処分制限期間
車両	4年